

大仙市入札参加にあたっての留意事項

入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、大仙市財務規則、大仙市競争入札心得、入札公告、指名通知書、仕様書、図面及び契約書案のほか、次の事項に留意して下さい。

1 技術者の適正配置について

市発注の建設工事における技術者（主任技術者、監理技術者、専門技術者及び現場代理人）の配置にあたっては、「建設工事における技術者等の適正な配置について」を遵守するものとし、特に次の事項に留意して下さい。

- （１） 請負金額が4, 500万円（建築一式工事の場合は9, 000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。
- （２） 下請契約の請負代金の合計が5, 000万円（建築一式工事の場合は8, 000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。）を配置しなければならない。

2 配置予定技術者の変更について

条件付き一般競争入札において、競争入札参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者については、原則として工事着手時に変更することはできません。

3 見積内訳明細書の提出について

入札公告、入札説明書又は指名通知書において見積内訳明細書の提出が必要とされた入札にあつては、これを1回目の入札時に提出してください。

また、見積内訳明細書の取扱いについては、秋田県の「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2日付け建政－1900）によるものとします。

なお、電子入札システムにより提出する場合は、見積内訳明細書のファイル名には提出者の商号又は名称及び工事（業務）名を記載するようにしてください。

4 建設産業における生産システム合理化指導要綱の遵守等について

秋田県の「建設産業における生産システム合理化指導要綱（平成4年2月20日付け監－1640）」を遵守するものとし、特に次の事項に留意して下さい。

- （１） 下請業者の選定に当たっては、建設業法等関係法令の規定を満たすものであ

ることはもとより、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況等を的確に評価し、優良な者を選定すること。

- (2) 下請契約の締結及び下請代金の支払いに当たっては、同要綱を遵守し、適正に行うこと。
- (3) 施工体制台帳等を整理する等により、工事の施工体制を的確に把握すること。
- (4) 建設労働者の雇用・労働条件の適正化を図るため、就業規則、建設労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の支払いに努めること。また、平成9年4月から1週間の法定労働時間が原則として40時間となったのに加え、令和6年4月から建設業の時間外労働規制が適用となったので、これを遵守し、労働時間の短縮や休日の確保に十分に留意すること。

なお、本市では、土曜日、日曜日及び祝日等（夏季、年末年始休暇を含む。）の休日日数と降雨等による作業不能日数を合わせて、平均13.8日／月を超える場合は、工期延長を求めることができることとしています。

5 下請負の適正化について

「建設工事下請負の適正化に関する要綱（平成28年4月1日施行）」及び「下請負に関する運用ガイドライン（平成24年4月1日改正）」を遵守するものとし、特に次の事項に留意して下さい。

- (1) 同要綱の規定により事前協議を義務付けられている下請契約については、事前協議結果の通知を受けた後でなければ下請契約を締結することはできないこと。
- (2) 社会保険等未加入業建設業者を下請人としてはならないこと。
- (3) 工事の一部を第三者に請け負わせたときは、直ちに下請負届を提出すること。
- (4) 下請負等自己点検票を作成し、下請負届に添付して提出すること。
- (5) 下請契約を締結した場合は、下請金額に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならないこと。

6 下請負及び資材調達等に関する市内業者の活用について

下請負及び資材調達等に関しては、できる限り市内業者を選定するよう努めて頂きますが、やむを得ず市内業者で対応が困難な場合にあっては、ガイドラインに示す優先順位に従って選定頂くようお願いします。

7 「秋田県公共事業に係る環境配慮方針」に基づく取り組みについて

「秋田県公共事業に係る環境配慮方針」に基づき、工事の施工にあたっては、秋田県知事が認定したリサイクル製品等を優先的に使用してください。

8 工事施工における安全対策の徹底について

当市では、作業員全員参加により月当たり半日以上の時間を割り当てて安全研修・訓練に係る経費を予定価格に計上しています。この研修等を適正に実施するとともに、安全管理の徹底に努め、労働災害の防止について万全の措置を期してください。

9 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 工事用資材及び建設副産物等の運搬に当たっては、積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (3) 施工計画書の提出に当たっては、過積載防止対策について記載すること。
- (4) 下請契約の相手方又は資材納入業者等を選定するにあたっては、これまでの交通違反歴等を十分考慮すること。

10 法第12条団体等加入者の使用促進について

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進してください。

11 建設業退職金共済制度への加入等について

当市では、建設労働者の労働福祉の向上を図るため、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を予定価格に計上し、その普及に努めています。ついては、制度の趣旨を理解の上、次の事項を遵守してください。

- (1) 建退共制度の証紙貼付方式とした場合は対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付する、また、電子申請方式とした場合は対象労働者に係る退職金ポイントを購入し、勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に対し、電子申請専用サイトを通じて、勤労状況報告を行い、掛金を充当すること。
- (2) 下請契約を締結する際は、下請負業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、証紙貼付方式とした場合は下請負業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、また、電子申請方式とした場合は、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る退職金ポイントを合わせて購入し、退職金ポイントの充当を一括して申請すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請負業者

の建退共制度への加入並びに共済証紙又は退職金ポイント（以下「共済証紙等」という。）の購入及び貼付又は掛金充当を促進すること。

- (3) 建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後証紙貼付方式においては1ヶ月以内に、電子申請方式においては40日以内に市に提出すること。

なお、電子申請方式において、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して機構の電子申請専用サイトで発行される「掛金口座振替申込受付書」が提出される場合、又は工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

- (4) (3)の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙等を追加購入したときは、当該共済証紙等に係る収納書を工事完成時まで提出すること。

なお(3)の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙等を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

- (5) 別に定める建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表及び建退共証紙貼付実績書を作成し、工事完成届に添付して市に提出すること。
- (6) 市から共済証紙等の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
- (7) 下請負業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請負業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請負業者においてできる限り下請負業者の当該事務の受託に努めること。

1.2 労働保険制度及び建設労災補償共済制度への加入について

建設労働者の労働福祉の向上を図るため、労働者災害補償保険法による労働保険制度への加入はもとより、この法定労災補償制度を補完する法定外労災補償制度へ加入する必要があります。

- (1) 工事請負契約を締結した場合は、公益財団法人建設業福祉共済団の建設労災補償共済加入証明書その他の共済、保険制度の加入を証する書面の写しを契約締結後1週間以内に市に提出すること。
- (2) 一人親方や中小事業主等は、その業務の実態等により雇用労働者に準じて保護することが適当であるとして、労災保険の特別加入が認められていることか

ら、不慮の作業事故に備えるため、工事に参加する一人親方等に対し、労災保険の加入を促すこと。

1 3 分離・分割発注について

「大仙市分離・分割発注に関する取扱要領（平成23年4月1日施行）」の規定に基づき、分離・分割発注を適用する入札案件においては同要領を遵守するほか、次の事項に留意願います。

- （１） 分離・分割発注を適用する案件については、入札公告（公募型指名競争入札にあっては入札参加者の公募に係る告示等）及び入札説明書又は指名通知に分離・分割の対象案件である旨を明示するものとします。
- （２） 分離・分割発注を適用する案件の開札は、原則として予定価格の高い順から執行することとし、入札公告等で開札の順番を明示するものとします。
- （３） 分割対象となった入札案件において、落札者又は落札候補者となった者は、他の分割対象案件の入札参加資格を有しなくなるものとします。

附 則

この留意事項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、令和7年4月1日から施行する。